令和６年度大阪労働局社会人選考採用【基準・係長級】（一般職相当）

募集要項

今般、大阪労働局等における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

１　職種

大阪労働局の常勤職員

２　業務内容

大阪労働局、労働基準監督署等における労働基準行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

３　募集人員

　　２名

４　応募資格

（1）以下の①及び②の条件を満たす方

①　大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。

・　大学を卒業した者　11年以上

・　短期大学、高等専門学校を卒業した者　13年以上

・　高等学校を卒業した者　15年以上

②　行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

（2）以下に該当する方は応募できません。

1. 日本国籍を有しない方
2. 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

・　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けること

がなくなるまでの者

・　一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年

を経過しない者

・　日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政

府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに

加入した者

1. 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
2. 国家公務員法第81条の６（定年による退職）に該当する方（採用予定日において満61歳に達している方）

５　採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記12を参照ください。

６　採用日

令和７年１月１日

７　勤務地

原則として大阪労働局、大阪府内の労働基準監督署

※異動先により転居が必要な場合があります

８　勤務時間・休暇

勤務時間は１日７時間４５分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

９　身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、要件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10　応募方法

(1)ホームページからのWeb申し込み

　　　大阪労働局ホームページの採用ページ掲載している予約フォームから、氏名等の情報を入力してください。予約完了画面が表示されたことを必ず確認してください。

**ｗｅｂ申し込みが完了した後**、予約完了画面、履歴書（写真付）・職務経歴書・論文を提出してください。

(2) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書の右上の余白部分に「「基準」」と記載し、写真を貼付のうえ、学歴、職歴（労災保険業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください。）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(３) 論文

課題：「大阪府における労働災害の現状と、労働災害に被災された方への補償やその課題に関して述べ、自身のこれまでの業務経験や知識を労働基準監督署の業務にどのように活かせるか、具体例を挙げたうえで論じてください。」

文字数：1,500～2,000文字程度（400字詰め原稿用紙で５枚程度）

※必ずＨＰ掲載の指定様式を使用してください。（手書き、PCどちらでも可）

(４) 応募先

(1)～(3)を封筒に同封し、大阪労働局総務部総務課人事第一係あて郵送（直接持参も可）してください。あて先は下記13のとおりです。

持参の場合は、祝日等を除く月曜日から金曜日の午前９時から午後５時までの間に下記13までお持ちください。

なお、不合格者の応募書類については、こちらで責任を持って破棄させていただきますのでご了承ください。

また、返却を希望される場合は、その旨を履歴書の余白に赤字で御記載ください。

11　応募期間

　令和６年11月18日（月）午前９時～令和６年11月29日（金）午後５時

※提出資料について、郵送の場合は当日到着分まで有効。持参の場合は11月29日午後５時までの受付となります。

**※ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただきますので御留意ください。**

12　選考方法

【第１次選考】

（選考内容）

職務経歴、論文による書類審査

※職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

（選考通過者発表）

令和６年12月４日（水）予定

　　通過したか否かに関わらず全員に通知します。

【第２次選考】

（人物試験（個別面接））

人物試験による審査

試験日：令和６年12月９日（月）

（詳細な日時及び場所等については、第１次選考通過者あてに通知します。）

（合格者発表）

令和６年12月10日（火）予定

合否にかかわらず第２次選考の対象者に通知します。

13　応募等に関する照会先

大阪労働局総務課人事第一係

担当　安田、仲野

住所　〒540-8527

大阪市中央区大手前４-１-67　大阪合同庁舎第２号館８階

電話　０６－６９４９－６４８５

（別紙）

給与等について

１　給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（24万円～35万円程度。一般的な例）。

２　また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当：扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子１人につき10,000円等

　住居手当：借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円

　通勤手当：交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（１か月あたり最高55,000円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）：１年間に俸給等の約4.4か月分（令和５年度実績）